

協力企業作業員の負傷について

<概要>

(事象の発生状況)

- ・平成 21 年 3 月 18 日、運転中の 4 号機タービン建屋屋外において、協力企業作業員が大物搬入口の外扉に左足首を挟まれ、自力では歩けないことから、救急車を要請し病院へ搬送しました。
- ・診察の結果、左足挫傷と診断されました。

(原因)

- ・当該作業員は、大物搬入口の外扉を閉める際に、左足をストッパーと扉の間に置いた状態で外扉を操作したため、左足首を挟んだものです。

(今後の対応)

- ・本事象については、所内および協力企業に周知し、注意喚起を行うとともに、今後、外扉の改造を検討します。

(本人への放射性物質の影響)

- ・当該作業員に放射性物質の付着はありません。

(公表区分)

- ・本事象は公表区分Ⅲ（信頼性向上のために公表する事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

平成 21 年 3 月 18 日、運転中の 4 号機タービン建屋屋外において、協力企業作業員が大物搬入口の外扉と扉のストッパーとの間に左足首を挟まれました。自力では歩けないことから、午後 0 時 36 分頃に救急車を要請しました。診察の結果、左足挫傷と診断されました。

2. 原因

当該作業員は、6 号機の主タービン取替工事における撤去品の放射性物質の除去作業を行うため、4 号機タービン建屋に撤去品を移送する作業を行っており、移送作業が終了して大物搬入口の外扉を閉める際に、左足を外扉と扉のストッパーとの間に置いた状態で外扉を操作したため、左足首を挟んだものです。

なお、共同作業者は 4 名おりましたが、外扉の操作は被災した作業員一人で行っていました。

3. 今後の対応

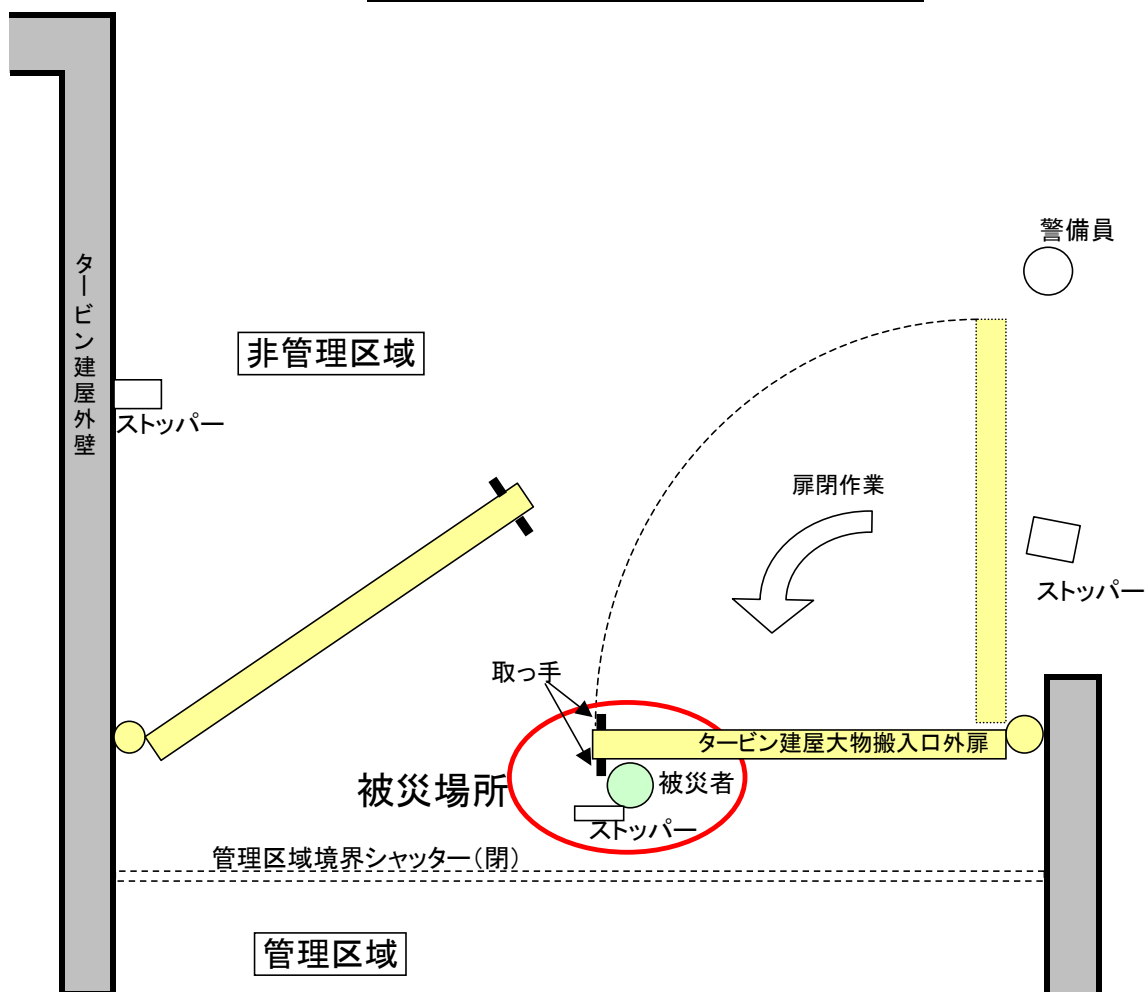
一人作業の禁止と扉を動かす際はストッパーに注意することを、所内および協力企業に周知徹底します。

また、足を挟まれにくくするために、今後、当該外扉の改造について検討します。

4. 本人への放射性物質の影響

当該作業員に放射性物質の付着はありません。

作業人員配置及び被災状況図



被災場所状況図

